

教職員の皆様へ

児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染したことや、保健所から濃厚接触者として特定されることは、児童生徒のプライバシーに属します。

なお、児童生徒や保護者が感染した、児童生徒が濃厚接触者となった、などの情報は、保健所から提供される場合や、児童生徒や保護者から直接連絡される場合があります。

つきましては、次の事項に留意の上、適切に対応してください。

1 保健所から連絡を受けた際の対応

保健所から自校の児童生徒等に関する新型コロナウイルス感染症の情報についての連絡を受けた際は、その情報の管理を徹底するとともに、児童生徒等から連絡があるまでは、本人に対し状況を確認することは避けてください。

2 児童生徒等からの連絡を受けた際の対応

教職員が児童生徒や保護者から、新型コロナウイルス感染症に感染した等の連絡を受けた際は、速やかに校長に報告してください。

校長は、学校運営上、必要最低限の範囲で情報共有を図るとともに、速やかに所定の連絡措置を講じてください。